

多子世帯（扶養されている子どもが3人以上）に該当する方の手続きについて

◆入学料免除

令和7年度から多子世帯については、国が定める一定額まで大学の入学料が無償化されます。

詳細については、文部科学省ホームページ「令和7年度からの多子世帯の学生等に対する大学等の授業料・入学金の無償化等について」をご確認ください。

（文科省ホームページ：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm）

1.入学手続き時に下記①～③をご用意いただき、入学手続きに必要な書類と併せてご提出ください。

- ① 本学ホームページ（※1）から『授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）』を両面印刷し、必要事項を記入する。
- ② 学務関係系統書類に同封している『令和7年度入学料及び授業料免除願（多子世帯用）』に必要事項を記入する。
- ③ 授業料免除結果を通知するための封筒（長形3号/12 cm×23.5 cm）に郵便番号・住所・氏名（学生本人）を記入し、110円分の切手を貼付する（封筒の書き方については、本案内の3ページをご確認ください）。

<p>1</p> <p>大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書 A様式1</p> <p>山梨学校長 殿</p> <p>私は、貴校（貴校）に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。</p> <p>申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。</p> <ul style="list-style-type: none">この申請書の記載事項は事実と推定ありません。なお、申請書の記載事項に事実と推定があった場合、認定を取り消され、減免を行われなくなる可能性があります。授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」といふ。）を通じて、山梨大学が主催する私学向け奨学金に相当する減免の給付を受けること、及び機構が山梨大学が主催する私の授業料等減免等に関する情報の提供を受けることに同意します。現在、私が学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。 <p>※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。</p> <table border="1"><tr><td>学年</td><td>学号</td><td>入学年度</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> <p>『授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）』</p>	学年	学号	入学年度				<p>2</p> <p>【入学手続き時提出】</p> <p>令和7年度入学料及び授業料免除願（多子世帯用） ※よくはつきりと正確にご記入ください。</p> <p>令和7年度から多子世帯については、国が定める一定額まで大学の入学料及び授業料が無償化されます。詳細については、文部科学省ホームページ「令和7年度からの多子世帯の学生等に対する大学等の授業料・入学金の無償化等について」をご確認ください。 【文科省ホームページ】：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm 多子世帯で申請予定の方は、この用紙にご記入の上、入学手続き時にご提出ください。</p> <p>《 扶養している子どもの人数 _____人 》 令和7年4月1日現在の世帯のご記入ください。</p> <p>【本人】 受 験 番 号 _____</p> <p>『入学料及び授業料免除願（多子世帯用）』</p>	<p>3</p> <p>110</p> <p>山梨県 ● ● 市</p> <p>梨 十</p> <p>入学料及び授業料免除結果を通知するための封筒</p>
学年	学号	入学年度						

※1 『授業料等減免の対象者の認定に関する申請書』は山梨大学のホームページ>キャンパスライフ>学費・奨学金・授業料免除等>入学料免除・授業料免除等>入学料免除・授業料免除等共通の「所定様式」からダウンロードしてご使用ください。

↓下記のURLで「入学料免除・授業料免除等」にアクセスできます。

<http://www.yamanashi.ac.jp/campuslife/345>

※学務関係系統書類に同封しております『入学料（免除・徴収猶予）願』の提出は不要です。

※入学手続案内の『入学料振込控え貼付票・口座登録情報記載票』の入学料免除・徴収猶予等申請区分欄の「多子世帯支援申請予定者（学部入学生）」に✓（チェック）を入れてください。

2.入学後、「多子世帯入学料・授業料無償化」の申請手続きを行ってください。

以下の日時・場所で「多子世帯入学料・授業料無償化」の説明会を実施いたします。

【日時】 ①、②のいずれか一方にご参加ください。

①令和7年4月1日（火）13：00～14：00

②令和7年4月1日（火）14：30～15：30

【場所】 M号館 M-12教室（甲府キャンパス）

やむを得ず、説明会に出席できない方には、下記の期間に申請書類等を配布いたします。

【配布期間】 令和7年4月3日（木）～4月8日（火）

【配布場所】 総合研究棟（Y号館）2階会議室（甲府キャンパス）

入学後の申請手続きの詳細は、学内掲示板 YINS-CNS（山梨大学キャンパスネットワーキングサービス：<https://cns.yamanashi.ac.jp/home.php>）にてお知らせしますので、見逃さないよう、こまめにご確認ください。
なお、何らかのご事情で多子世帯の申請を取りやめた場合は、必ず学生支援課までご連絡ください。

◆授業料免除

令和7年度から多子世帯については、国が定める一定額まで大学の授業料が無償化されます。

詳細については、文部科学省ホームページ「令和7年度からの多子世帯の学生等に対する大学等の授業料・入学金の無償化等について」をご確認ください。

（文科省ホームページ：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm）

申請手続き方法は入学料免除の場合と同様です。提出書類は、入学料免除申請手続きでご用意いただいたものが、同時に授業料免除申請書類となりますので、追加でご提出いただく書類はございません。

※必要な申請書類については、上記「◆入学料免除」の案内をご確認ください。

※学務関係手続書類に同封しております『令和7年度前期分授業料免除申請書類請求票』の提出は不要です。

【問い合わせ先】

山梨大学 教学支援部 学生支援課 奨学支援担当

Tel: 055-220-8053・8054

返信用封筒の書き方

返信用封筒は、大学からあなた(もしくはあなたが指定した宛先)へ通知などを送る場合に使用します。封筒サイズは、A4の用紙が三つ折りで入るよう「**長形3号封筒**」を使用してください。

